

食中毒注意報について

1 食中毒注意報の発令基準

(1) 次のアからエまでの条件をすべて満たすとき

- ア 発令日前日の基準値が 70 以上
- イ 発令日前日の最高気温が 28℃ 以上
- ウ 発令日前日の最低気温が 21℃ 以上
- エ 発令日前々日の平均湿度が 70% 以上

(2) その他必要と認めたとき

2 食中毒注意報の発令周知

食中毒注意報を発令したときは、保健所（生活衛生監視事務所）、各区役所、中央卸売市場食品衛生検査所、中央卸売市場東部市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所において、食中毒注意報発令中の掲示を行います。

また、健康局生活衛生課はテレホンサービス、大阪市ホームページ及びX（エックス）により、発令情報を提供します。

【テレホンサービス】

電話番号 06-6208-0963

【ホームページ】（平日のみ更新）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000538852.html>

【X（エックス）】（平日のみ更新）

大阪市食品安全ニュース (@ocfs_news)



3 食中毒注意報の発令有効期間

発令日の午前 0 時から 24 時間とし、自動的に解除されます。

4 食中毒注意報の実施期間

7 月 1 日から 9 月 30 日まで

※気象状況を踏まえ、実施期間を前倒し又は延長する場合があります。